

# 遺留分について考えよう その③

～子供がいない夫婦の遺留分対策～

# 遺留分の請求ができる人

## 【その1】

配偶者は必ず遺留分の権利を持っている

## 【その2】

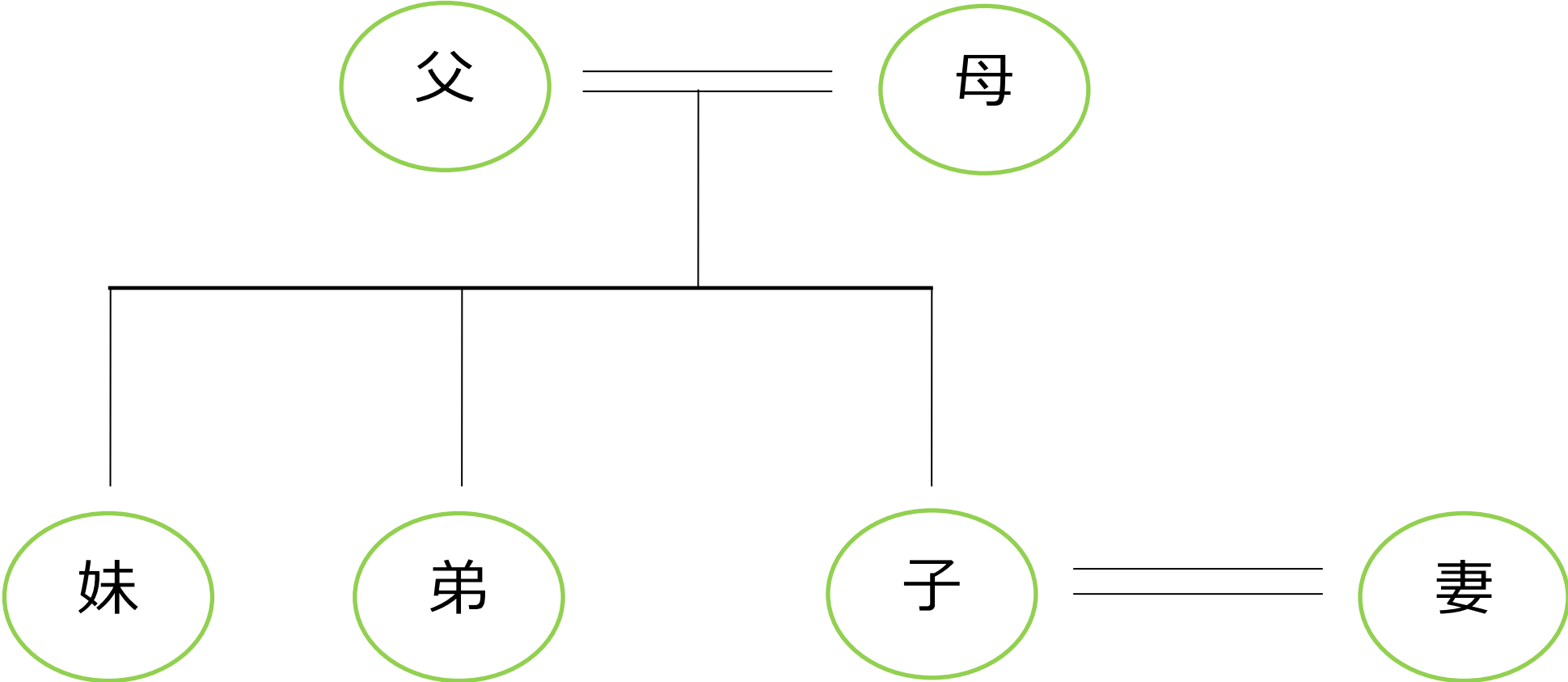
直系卑属（子、子が亡くなっていれば孫）は必ず遺留分の権利を持っている

## 【その3】

直系尊属（親、祖父母）は直系卑属がない場合に遺留分の権利を持つ

→兄弟姉妹は遺留分を請求することはできません

# 遺留分の割合



# 相続人が配偶者と兄弟姉妹になりそうな場合の対策

配偶者が財産の全てを取得するという遺言を作成しましょう。

(夫婦両方が遺言を作ることが望ましい)

→兄弟姉妹は遺留分を請求することはできないため、  
遺言があれば、財産の全てを配偶者に相続することが  
可能です。

## 【注意点】

遺言の要件を満たす遺言を作るようにしましょう。

# 自筆証書遺言の注意点

- ・ 遺言者本人が全文を自筆で書く  
(財産目録は自筆でなくてOK)
- ・ 作成した日時を正確に自筆で書く  
(1月吉日などは×)
- ・ 氏名を自筆で書く
- ・ 印鑑を押す (実印でも認印でもOK。  
朱肉を使い長期間保存に耐えられるように)
- ・ 間違えた場合は訂正印を押し、欄外に訂正場所を書いて署名する

END